

改正

平成24年3月22日条例第7号

平成26年12月17日条例第39号

平成27年9月30日条例第32号

平成28年10月3日条例第28号

平成29年12月21日条例第33号

平成30年4月23日条例第29号

令和5年3月22日条例第10号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例

(設置)

第1条 三次市は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、三次市立小学校及び中学校の給食を実施するため、学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
三次市粟屋学校給食共同調理場	三次市粟屋町2346番地5
三次市三次学校給食共同調理場	三次市三次町1851番地1
三次市八次学校給食共同調理場	三次市島敷町1727番地1
三次市田幸学校給食共同調理場	三次市大田幸町1600番地1
三次市君田学校給食共同調理場	三次市君田町東入君10354番地10
三次市布野学校給食共同調理場	三次市布野町上布野1194番地1
三次市作木学校給食共同調理場	三次市作木町下作木905番地
三次市吉舎学校給食共同調理場	三次市吉舎町吉舎542番地1
三次市三和学校給食共同調理場	三次市三和町上板木10055番地
三次市甲奴学校給食共同調理場	三次市甲奴町梶田2288番地1

(管理)

第3条 共同調理場は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 教育委員会は、共同調理場に、場長、栄養士その他必要な職員を置く。

(職務)

第5条 場長は、教育委員会の命を受け、共同調理場に属する業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(運営委員会)

第6条 共同調理場の運営を適正かつ円滑に行うため各共同調理場に学校給食共同調理場運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、場長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、共同調理場の運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三次市学校給食共同調理場設置条例（昭和49年三次市条例第43号）、君田村学校給食センター設置条例（昭和40年君田村条例第11号）、布野村学校給食共同調理場設置条例（昭和40年布野村条例第4号）、作木村学校給食共同調理場設置条例（平成11年作木村条例第22号）、吉舎町学校給食センターの設置及び管理条例（昭和44年吉舎町条例第4号）、三良坂町学校給食共同調理場設置条例（昭和51年三良坂町条例第1号）、三和町立学校給食センター設置及び管理条例（昭和44年三和町条例第9号）又は甲奴町学校給食施設設置及び管理条例（昭和41年甲奴町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月22日条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日条例第39号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

(1) 第1条, 第9条, 第19条から第23条まで, 第26条, 第28条, 第33条, 第35条, 第40条, 第45条, 第47条, 第57条, 第66条, 第88条及び第101条の規定 公布の日

(2) 第83条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日 (平成27年規則第15号で平成27年4月1日から施行)

(経過措置)

第2条 この条例の施行日の前日までに改正前の三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例, 三次市文化センター設置及び管理条例, 三次市美術館あーとあい・きさ設置及び管理条例, 三次市三良坂平和美術館設置及び管理条例, 三次市広島ふるさと村設置及び管理条例, 三次市さくぎ郷土芸能伝承館設置及び管理条例, 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例, 三次市地域活動拠点施設設置及び管理条例, 三次市体験交流施設設置及び管理条例, 三次市山村開発センター設置及び管理条例, 三次市カーター通り駅設置及び管理条例, 三次市リパティホール設置及び管理条例, 三次市地域集会所設置及び管理条例, 三次市ふれあいプラザ横谷会館設置及び管理条例, 三次市岡田ふれあいセンター設置及び管理条例, 三次市行政財産の使用料に関する条例, 三次市中村憲吉記念文芸館設置及び管理条例, 三次市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例, 三次市立学校設置条例, 三次市立学校施設利用条例, 三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例, 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例, 三次市立図書館設置及び管理条例, 三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例, 三次市立化石博物館設置及び管理条例, 三次市文化財保護条例, 三次市総合福祉センター設置及び管理条例, 三次市老人デイサービスセンター設置及び管理条例, 三次市老人福祉センター設置及び管理条例, 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例, 三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例, 三次市高齢者共同生活支援施設設置及び管理条例, 三次市老人集会施設設置及び管理条例, 三次市あんしんリビング設置及び管理条例, 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例, 三次市福祉保健センター設置及び管理条例, 三次市診療所設置及び管理条例, 三次市リサイクルセンター設置及び管理条例, 三次市墓地設置及び管理条例, 三次市斎場設置及び管理条例, 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例, 三次市生産物等直売所設置及び管理条例, 三次市特産物加工施設設置及び管理条例, 三次市体験農園長沢の里設置及び管理条例, 三次市集出荷貯蔵施設等設置及び管理条例, 三次市ふるさと活性化センター設置及び管理条例, 三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例, 三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例, 三次市農林業集会施設設置及び管理条例, 三次市共同利用施設設置及び管理条例, 三次市自然資源, 地域農産物等活用型交流促

進施設設置及び管理条例，三次市きこの館設置及び管理条例，三次市道の駅設置及び管理条例，三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例，三次市とみしの里設置及び管理条例，三次市みらさか竹工房設置及び管理条例，三次市陶芸学習舎設置及び管理条例，三次市自然休養施設設置及び管理条例，三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例，三次市堆肥センター設置及び管理条例，三次市林業総合センター設置及び管理条例，三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例，三次市いこいの森設置及び管理条例，三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例，三次市養殖センター設置及び管理条例，三次市養漁センター設置及び管理条例，三次市水産物加工処理施設設置及び管理条例，三次市いにしへの里設置及び管理条例，三次市物産館みわ375設置及び管理条例，三次市共同福祉施設設置及び管理条例，三次市の公園・公共広場設置及び管理条例，三次市川魚の里公園設置及び管理条例，三次市都市公園設置及び管理条例，三次市駐車場設置及び管理条例，三次市駐輪場設置及び管理条例，三次市農業総合管理センター設置及び管理条例，三次市布野農林水産物直売施設設置及び管理条例，三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例，三次市コミュニティセンター設置及び管理条例，三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例，三次市はらみちを美術館設置及び管理条例，三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例，三次市高齢者冬期限定宿泊施設設置及び管理条例，三次市三良坂民俗資料館設置及び管理条例，三次市小規模多機能施設設置及び管理条例，三次市健康づくりセンター設置及び管理条例，三次市職業訓練センター設置及び管理条例，三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例，三次市交通観光センター設置及び管理条例又は三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例（以下「三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例等」という。）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，改正後の三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年9月30日条例第32号）

この条例は，平成27年9月30日から施行する。

附 則（平成28年10月3日条例第28号）

この条例は，平成28年10月31日から施行する。

附 則（平成29年12月21日条例第33号抄）

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成30年4月23日条例第29号）

この条例は，規則で定める日から施行する。（平成30年教委規則第6号で平成30年8月1日から

施行)

附 則（令和5年3月22日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。